

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。
令和4年8月9日

秋田市長 穂積 志

1 入札に関する事項

(1)件名	秋田市暮らしに役立つサービス冊子作成業務委託
(2)仕様書	別紙のとおり
(3)履行場所	秋田市内
(4)履行期間	契約締結日の翌日から令和5年2月28日(火)まで
(5)入札参加要件	<ol style="list-style-type: none">1 秋田市に本社、支店又は営業所を有し、自社で冊子を作成することができ、仕様書の内容を確実に履行することができる者であること。2 過去2年間に本市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。3 市税等に滞納がないこと。4 秋田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。5 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。6 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
(6)入札参加申込み	
受付期間	令和4年8月9日(火)から同年8月29日(月)まで (※土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、8月29日(月)は午前9時から午後3時までとする。)
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号(秋田市役所2階) 秋田市福祉保健部長寿福祉課 エイジフレンドリーシティ推進担当

(7)指名(非指名)通知	令和4年9月7日(水)までにFAXで通知するものとする。
(8)入札	
日 時	令和4年9月12日(月)午前9時30分
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所3階 会議室3-A
最低制限価格	設定あり
入札保証金	免除
(9)契 約 日	令和4年9月20日(火)(予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 商業登記簿謄本または登記事項証明書

＊入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

＊個人営業の場合は、住民票

(ウ) 市税の納税証明書

申込日前2か月以内に秋田市役所市民税課で発行した完納証明書（市税に未納がない証明書）を提出してください。

(エ) 消費税および地方消費税納税証明書

直近の事業年度のもの。税務署が発行した「未納の税額がないことの証明書・その3」を提出してください。

(オ) 誓約書（様式2）

(カ) 営業経歴書（様式3）

イ アの(ア)、(オ)および(カ)の様式は、秋田市ホームページから入手してください。

ウ アの(ウ)、(エ)については、新型コロナウイルス感染症等に係る影響により、納税の猶予を受けている場合は、その旨を証明できる書類を提出してください。

エ 申込書等は持参してください。郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知します。

イ 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合があります。その者にはその旨を通知します。

提出日現在までの業務受注状況が分かるもの

ウ 指名通知および非指名通知については、FAXで行います。

(3) 入札について（指名通知された者）

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できません。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申請書等は、返却しません。

(3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させることはできません。なお、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、契約締結時に書面を提出していただきます。

(4) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市福祉保健部長寿福祉課エイジフレンドリーシティ推進担当

電 話 018-888-5666

FAX 018-888-5667